

# 大杉谷国有林森林整備事業(造林)

## 閲覧図書

- 1 造林事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式

三重森林管理署

# 森林整備事業請負契約書（案）

収入  
印紙

- 1 事業名 大杉谷国有林森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 三重県多気郡大台町 大杉谷国有林（別紙図面のとおりに）
- 3 事業量 地拵 0.24ha  
植付 0.24ha  
防護柵設置 504.90m  
下刈 6.82ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和6年10月31日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおりに
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)

[注] 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。  
( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 契約約款第 38 条第 1 項は、別紙可分事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙 2 のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 6 年 3 月 28 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 三重県亀山市本町 1 丁目 7-13

氏名 分任支出負担行為担当官  
三重森林管理署長 川戸 英騎 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙)

## 下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

(別紙)

## 可分事業内訳書

作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
地拵	契約締結日の翌日 ～ 令和6年10月31日	大杉谷 565よ3	1	0.24 ha	全刈筋置
植付	契約締結日の翌日 ～ 令和6年10月31日	大杉谷 565よ3	1	0.24 ha	植付樹種及び植栽本数は別紙「苗木等購入仕様書」のとおりむしろ等でマルチングを実施
防護柵設置	契約締結日の翌日 ～ 令和6年10月31日	大杉谷 565よ3	1	504.90 m	
下刈	契約締結日の翌日 ～ 令和6年8月31日	大杉谷 583い1	2	3.66 ha	全刈
		大杉谷 583い2	3	3.16 ha	
		計		6.82 ha	

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

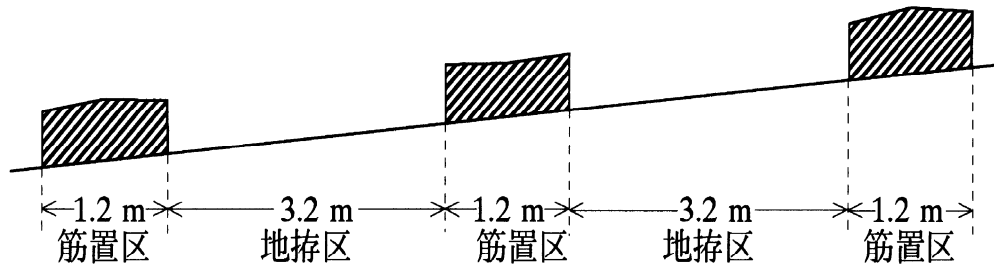


## 地拵仕様書（全刈）

### （地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 地拵は等高線に沿って行う。

### （立木の保残）

- 3 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

### （巻枯らしの要領）

- 4 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

## 植付仕様書

### (苗木の管理・取扱)

- 1 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意する。  
なお、獣害被害のおそれがあり、植付場所近くでの保管が困難な場合は、当日の植栽木のみ搬入するなど対策を講じること。
- 2 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢やポットの損傷等がないよう注意する。
- 3 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

### (植付要領)

- 4 植付樹種、植付本数は別紙苗木等購入仕様書のとおりとする。また、植付場所は別紙位置図のとおりとする。
- 5 植付は一カ所に3本程度の苗木を集めて一つの群として植栽する、単植えを基本とする。
- 6 保残・自生している高木性広葉樹及び今後も成長が見込まれる前植栽樹がある区域は、監督職員の指示に基づき植栽密度の調整を図ること。
- 7 ポット苗は、ポット根鉢部が完全に土中に埋没するよう大きめに植穴を掘ることとし、植穴中の石や根、枝条等は取り除くこと。
- 8 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れること。)
- 9 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)
- 10 ポット・根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面とする。
- 11 植栽後、苗木の乾燥害防止や霜柱による表土の凍上防止のため、むしろ等でマルチングを実施し、根元を十分被覆すること。(マルチング資材は現地採取等による。)
- 12 現地の地形や土壌条件、傾斜の向き等を勘察して植栽樹種の配置に留意すること。  
植栽樹種の配置を行う際は、事前に監督職員と数量・配置・樹種の選考、植栽密度等について調整したのちに植栽すること。

### (その他)

- 13 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 防護柵設置仕様書

### (作業順序)

- 1 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

### (施工方法・配置)

- 2 施工距離は、別紙防護柵(金網等)購入仕様書のとおりとする。
- 3 施工位置は、別紙位置図に示すとおりとする。なお、現地には木杭またはテープ等で表示をしている。ただし、周囲からの倒木や転石等のおそれがある場合は、事前に適宜対応策を講じ監督職員の確認を受けること。

### (支柱の固定)

- 4 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 5 支柱の設置間隔の目安は約 2.0~2.5m毎とするが、現地の状況によって防護柵の強度を勘案しつつ適宜調整する。ただし、特に力がかかる角支柱や土質が不安定な箇所等には優先的に支柱の設置を行うこと。
- 6 生立木や枯損木は支柱として利用しないこと。
- 7 柵の安定を図るため支柱約 2~3 本毎に支持杭や控線をとること。特に力がかかる防護柵の角支柱には必ず支持杭や控線をとること。
- 8 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、網の高さを確保するため、凸部分に設置すること。

#### (別図 1)

また、植栽区域より斜面の上部に網を設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。

### (網の設置)

- 9 支柱 1 本あたり 5 箇所以上の止め金具をもって網を固定すること。
- 10 網の下部には隙間をつくらないう 30cm 程度以上の折返し部を設けること。ただし、簡易門扉を設置した出入口部分は除く。
- 11 上記の折返し部には、地表との隙間を生じないようアンカーを打ち込むこと。アンカーピンの打ち込み間隔は約 0.7m毎とする。ただし、土質等の条件により人力で簡単に抜ける場所ではアンカーピンは使用せず、強固な根株などへ又釘を打つなど地表との隙間を生じないよう適宜対応策を講じること。
- 12 網の最上部に、網を保護するため高張力の保護線を設置すること。

### (出入口の設置)

- 13 別紙防護柵(金網等)仕様書のとおり、簡易扉を設置する。

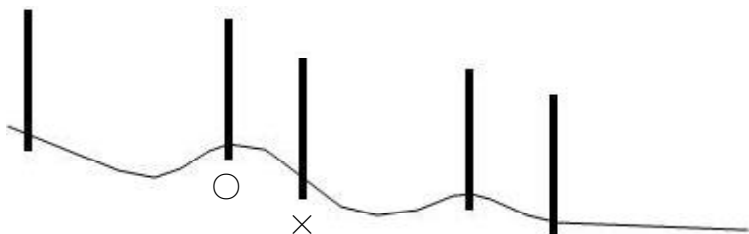
- 14 簡易扉の設置位置が解るよう任意のマークを表示する。
- 15 簡易扉の設置は、網下部に地表と隙間が生じないようにアンカーピンを打ち込むこと。  
アンカーピンが適していない場所では、上記 12 に準じて対応すること。
- 16 扉には扉用支柱を設け、支柱下部は防護柵支柱に固定し支柱の上部が開閉するよう作  
設すること。
- 17 設置位置については、監督職員の指示に従うこと。

**(その他)**

- 18 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別図 1)

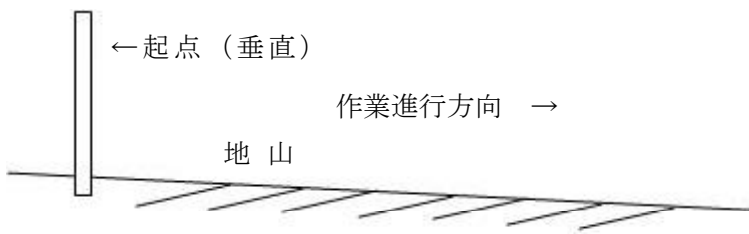
支柱の設置箇所



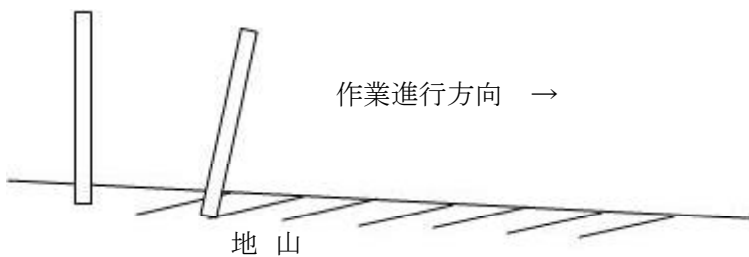
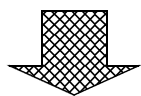
(支柱の間隔は2～2.5mで)

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、網の高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方がよい。

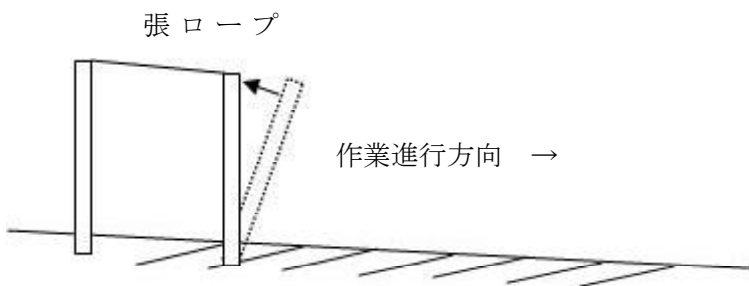
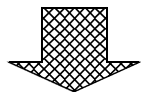
支柱の固定方法



網の設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



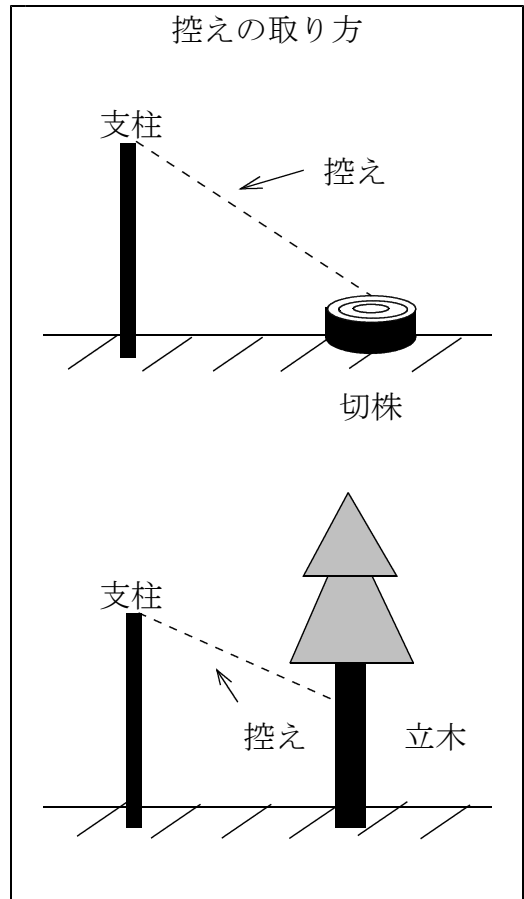
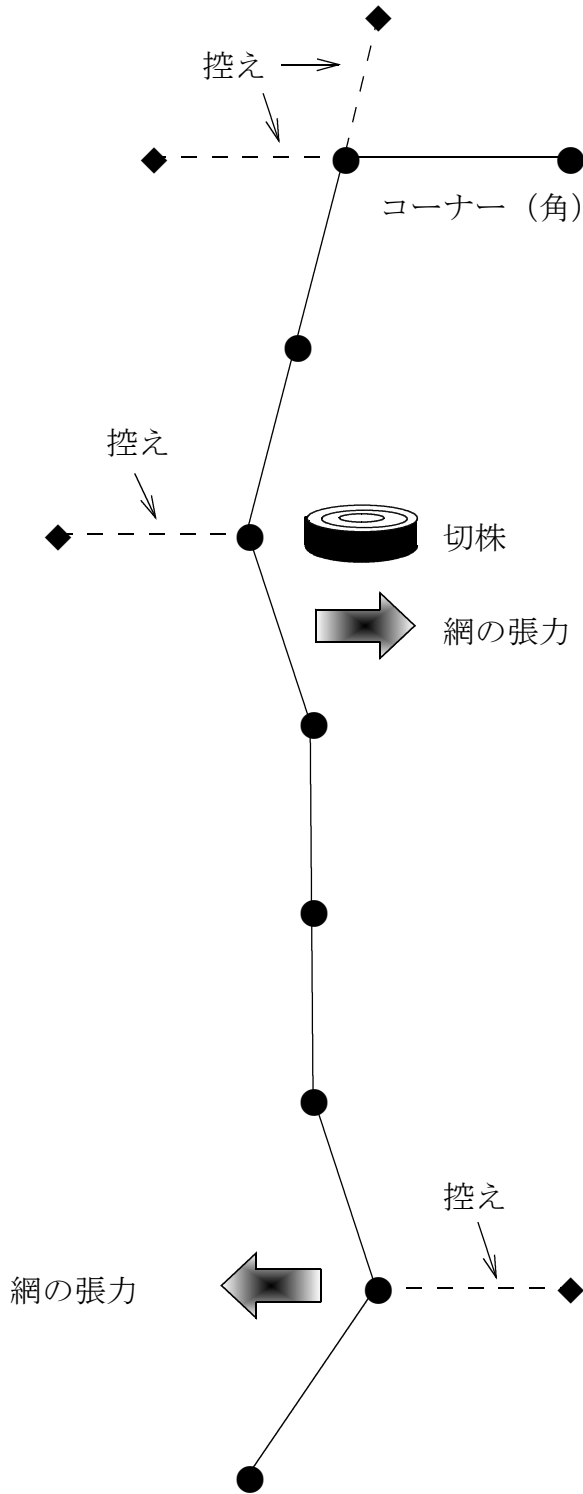
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



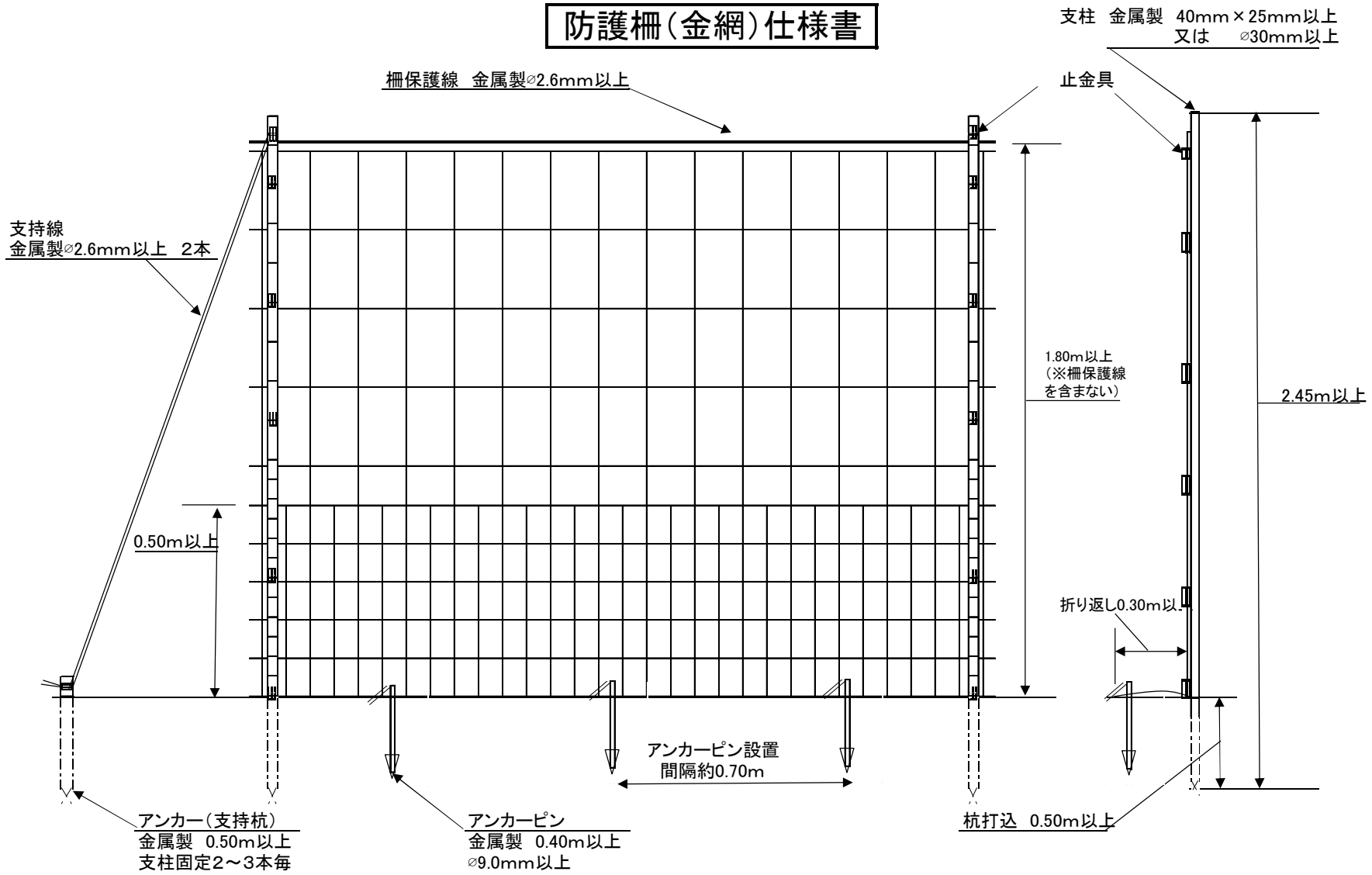
ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最も網が高く)に仕上げる。

(別図2)

控えの設置方法

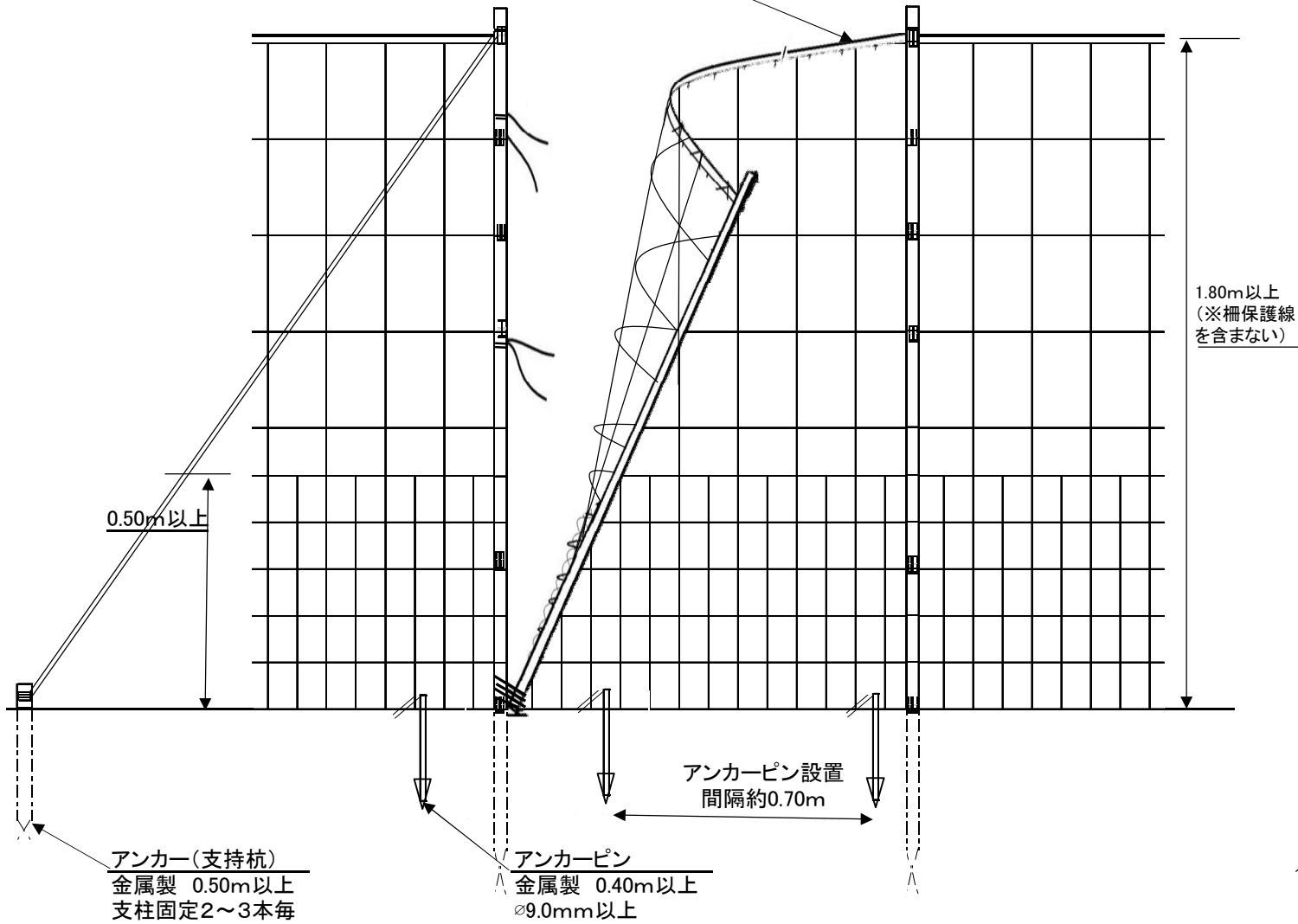


# 防護柵(金網)仕様書



# 簡易扉仕様書(金網)

柵保護線 金属製 $\phi 2.6\text{mm}$ 以上





## 下刈仕様書

(全刈)

### (刈払上の注意等)

- 1 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 2 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 3 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

### (その他)

- 4 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 苗木等購入仕様書

1 苗木等の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種等	苗齡	規格	数量	備考
ヤマザクラ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	27 本	地域性苗木・ポット苗
ウリハダカエデ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	39 本	地域性苗木・ポット苗
エゴノキ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	33 本	地域性苗木・ポット苗
イヌシデ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	57 本	地域性苗木・ポット苗
ヤシャブシ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	39 本	地域性苗木・ポット苗
トチノキ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	6 本	地域性苗木・ポット苗
オオイタヤメイゲツ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	39 本	地域性苗木・ポット苗
ケヤキ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	24 本	地域性苗木・ポット苗
ムラサキシキブ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	24 本	地域性苗木・ポット苗
コハウチワカエデ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	12 本	地域性苗木・ポット苗
ブナ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	18 本	地域性苗木・ポット苗
ヤマボウシ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	30 本	地域性苗木・ポット苗
オオモミジ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	18 本	地域性苗木・ポット苗
苗木計			366 本	

- 2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗（地域性苗木※）を厳選する。
  - ア 大杉谷国有林に自生する樹種から種子を採取し育苗したもの。
  - イ 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
  - ウ 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
  - エ 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。
  - オ 地上部と地下部の均整がとれているもの。
  - カ 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
  - キ 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
  - ク 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。
- 3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。
- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日等、必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。
- 5 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。
- 6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

※地域性苗木とは、大杉谷国有林に自生する樹種から種子を採取育苗したもので、購入の際にはこの旨を証明する書類を購入元より徴収し監督職員等へ提出すること。

## 植 付 苗 木 選 定 仕 様 書 (樹種特性一覧表)

1 植付樹種特性は、次に示すとおり。

樹種等	数量	出現遷移型	成林時 出現林 分型	根系型	光環境	水環境	備考
ヤマザクラ	27 本	中期	林高	浅非	強	中	地域性苗木・ポット苗
ウリハダカエデ	39 本	先駆	林高	浅非	中	中	地域性苗木・ポット苗
エゴノキ	33 本	中期	緑亜高	浅非	中	中	地域性苗木・ポット苗
イヌシデ	57 本	中期	林高	深貫	強弱	中	地域性苗木・ポット苗
ヤシャブシ	39 本	先駆	林高	浅貫	強	中	地域性苗木・ポット苗
トチノキ	6 本	後期	林高	深非	中	中	地域性苗木・ポット苗
オオイタヤメイゲツ	39 本	中期	縁高	浅貫	中	中	地域性苗木・ポット苗
ケヤキ	24 本	中期	林高	深非	中	中	地域性苗木・ポット苗
ムラサキシキブ	24 本	先駆	林低	非	中	中	地域性苗木・ポット苗
コハウチワカエデ	12 本	後期	林高	深貫	中	中	地域性苗木・ポット苗
ブナ	18 本	後期	林高	深貫	強弱	中	地域性苗木・ポット苗
ヤマボウシ	30 本	中期	林亜高	浅貫	中	中	地域性苗木・ポット苗
オオモミジ	18 本	中期	林亜高	浅貫	弱	中	地域性苗木・ポット苗
苗木計	366 本						

2 植付にあたっては、樹種特性、植栽箇所の立地条件、樹種に適した光・水環境等を判断し植栽していくこと。

3 適度な間隔で多様な樹木が配置されている郷土樹種からなる森林を造成することを目的とする。

## 防護柵（金網等）購入仕様書

1 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> <li>・ 鉄線φ2.0mm以上</li> <li>・ 地上部高さ 1,800mm以上</li> <li>【地上からの高さ500mm以上部分】</li> <li>・ 150mm目以下 又は 1網目300cm<sup>2</sup>以下</li> <li>【地上からの高さ500mm部分まで】</li> <li>・ 「少なくとも1辺が60mm以下 かつ1網目60cm<sup>2</sup>以下」 または 「60mm目以下」</li> <li>【下部外側折込み部】</li> <li>・ 長さ 300mm 以上</li> <li>・ 「少なくとも1辺が60mm以下 かつ 1網目100cm<sup>2</sup>以下」 または 「60mm目以下」</li> </ul>	600 m	セパレート式 （上下2段）も可  購入例 25m巻の場合 24巻 20m巻の場合 30巻
支柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> <li>・ 40×25mm 以上 又は φ30mm以上</li> <li>・ 長さ 2,450mm以上</li> </ul>	253 本	セパレート式も可 2,000～2,500mm毎
止金具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> </ul>	1,265 個	柵固定用 1支柱当たり5個
支持杭 （アンカー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アングル型</li> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> <li>・ 長さ 500mm以上</li> <li>・ 30×30×2mm以上</li> </ul>	121 本	支柱固定用 約2.5本毎
支持線 （控線）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 針金</li> <li>・ φ2.6mm以上</li> </ul>	726 m	支持杭 1本あたり 約6m
※ または 支持柱 （付属部品含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> </ul>	121 本	支柱固定用 約2.5本毎
アンカーピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> <li>・ φ9.0mm 以上</li> <li>・ 長さ400mm 以上</li> </ul>	747 本	約0.7m毎
柵保護線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高張力線（金属製）</li> <li>・ φ2.6mm以上</li> </ul>	606 m	（柵上部に張る）
止金具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> </ul>	253 個	柵保護線固定用 1支柱当たり1個
簡易扉用支柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> <li>・ 40×25mm 以上 又は φ30mm以上</li> <li>・ 長さ 2,000mm以上</li> </ul>	5 本	簡易扉用
止金具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属製 防錆（メッキ処理等）</li> </ul>	30 個	簡易扉用
簡易扉固定用針金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上部、中間部、下部の3箇所結束</li> </ul>	30 m	簡易扉用 30箇所分（各1m）

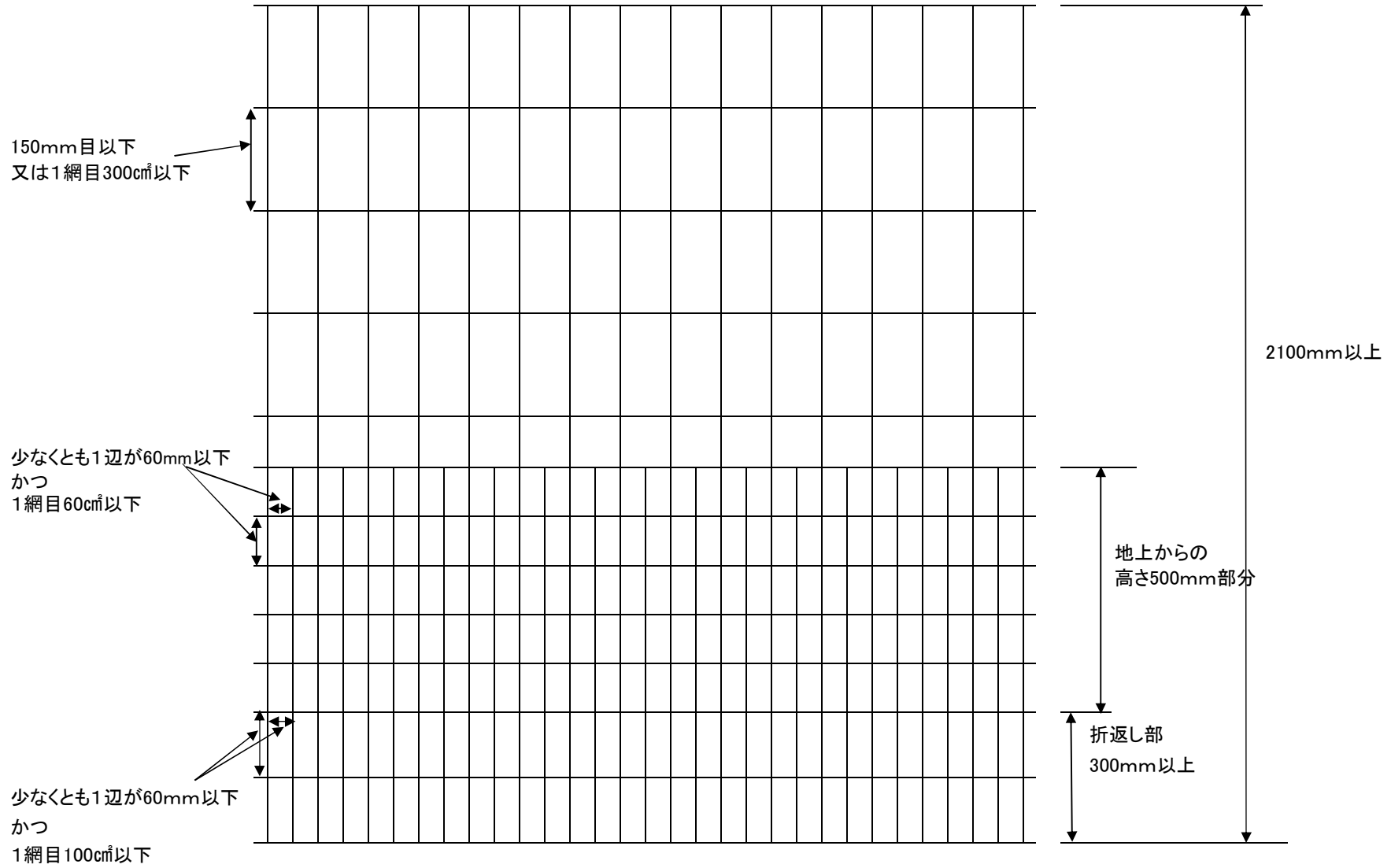
2 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

3 物品購入にあたっては、上記1、2の条件及びこれと同等の規格及び品質を有するものを購入すること。

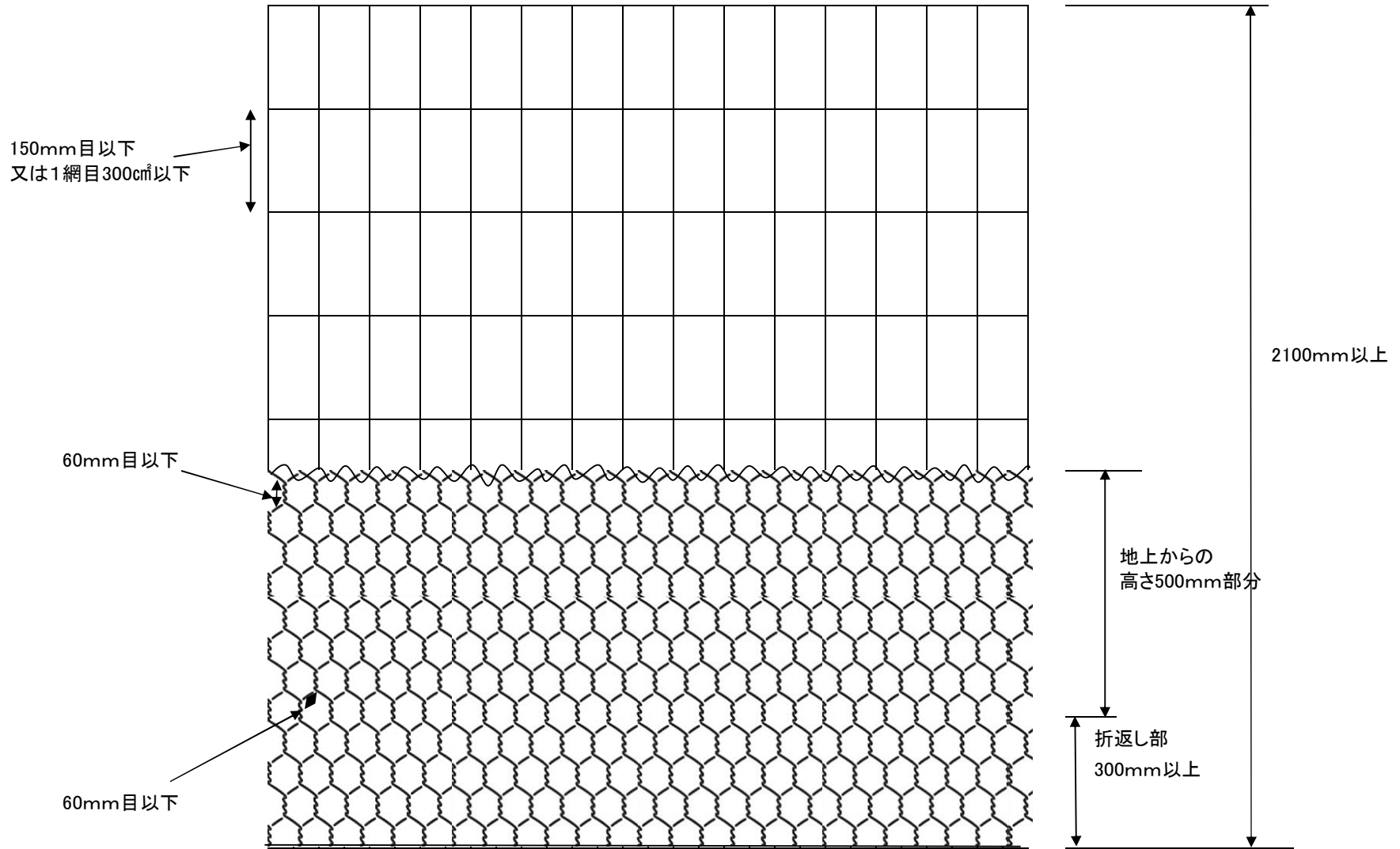
4 物品は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、納品書類等は監督職員に必ず提出すること。

5 その他必要事項については監督職員の指示によること。

# 侵入防護柵 仕様例1



# 侵入防護柵 仕様例2



# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所						
発生日時	令和	年	月	日(曜日)	時	分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。									
被害状況	人的被害・物的被害を記載									
被災者	氏名		生年月日	年	月	日(歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先							経験年数		
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所			
今後の対策										
所見・状況										

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。






# 位置図

三重県多気郡大台町 大杉谷国有林

1/20,000

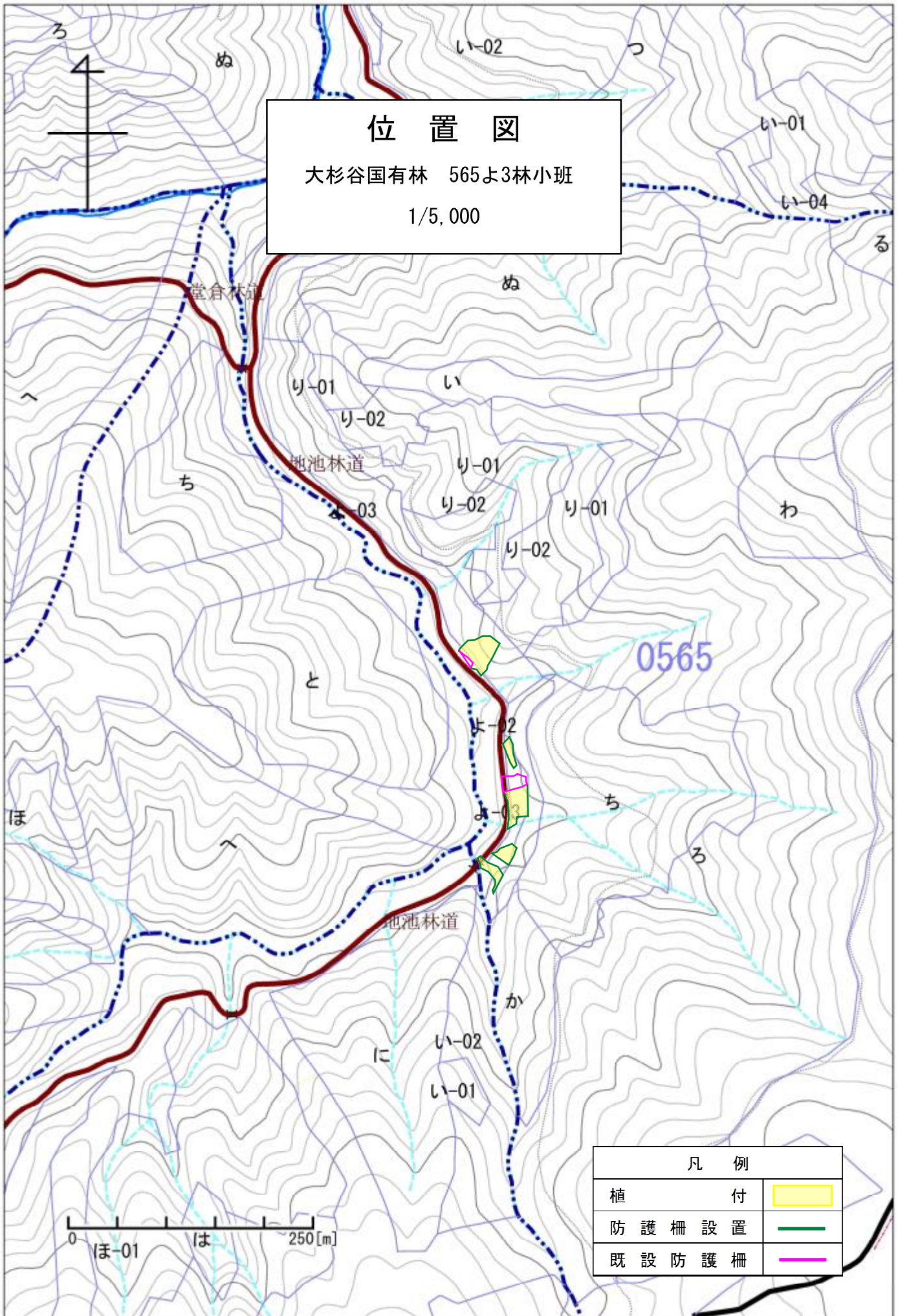


凡例	
実行箇所	

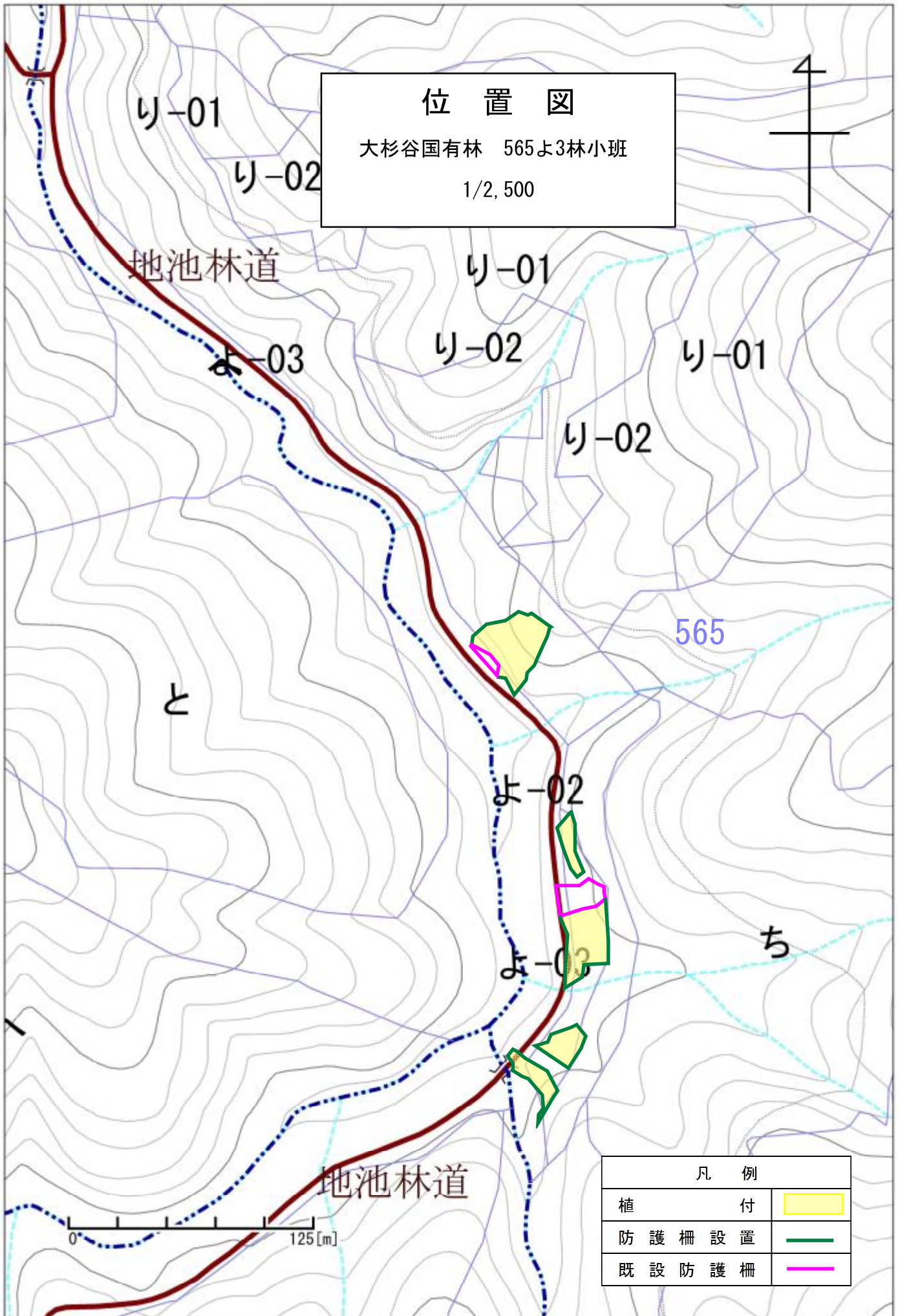
# 位置図

大杉谷国有林 565よ3林小班

1/5,000



凡例	
植付	
防護柵設置	
既設防護柵	



**位 置 図**  
 大杉谷国有林 565よ3林小班  
 1/2, 500

凡 例	
植 付	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span>
防 護 柵 設 置	<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid green;"></span>
既 設 防 護 柵	<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid magenta;"></span>



**位置図**  
三重県多気郡大台町  
大杉谷国有林  
1/20,000

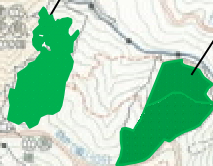
524  
い ㊦㊦㊦㊦㊦ ㊦㊦㊦㊦㊦  
ろ ㊦㊦㊦㊦㊦㊦ ㊦㊦㊦㊦㊦  
い ㊦㊦㊦㊦㊦㊦

538  
い ㊦㊦㊦㊦㊦ ㊦㊦㊦㊦㊦  
は ㊦㊦㊦㊦ ㊦㊦㊦  
と ㊦㊦㊦㊦㊦

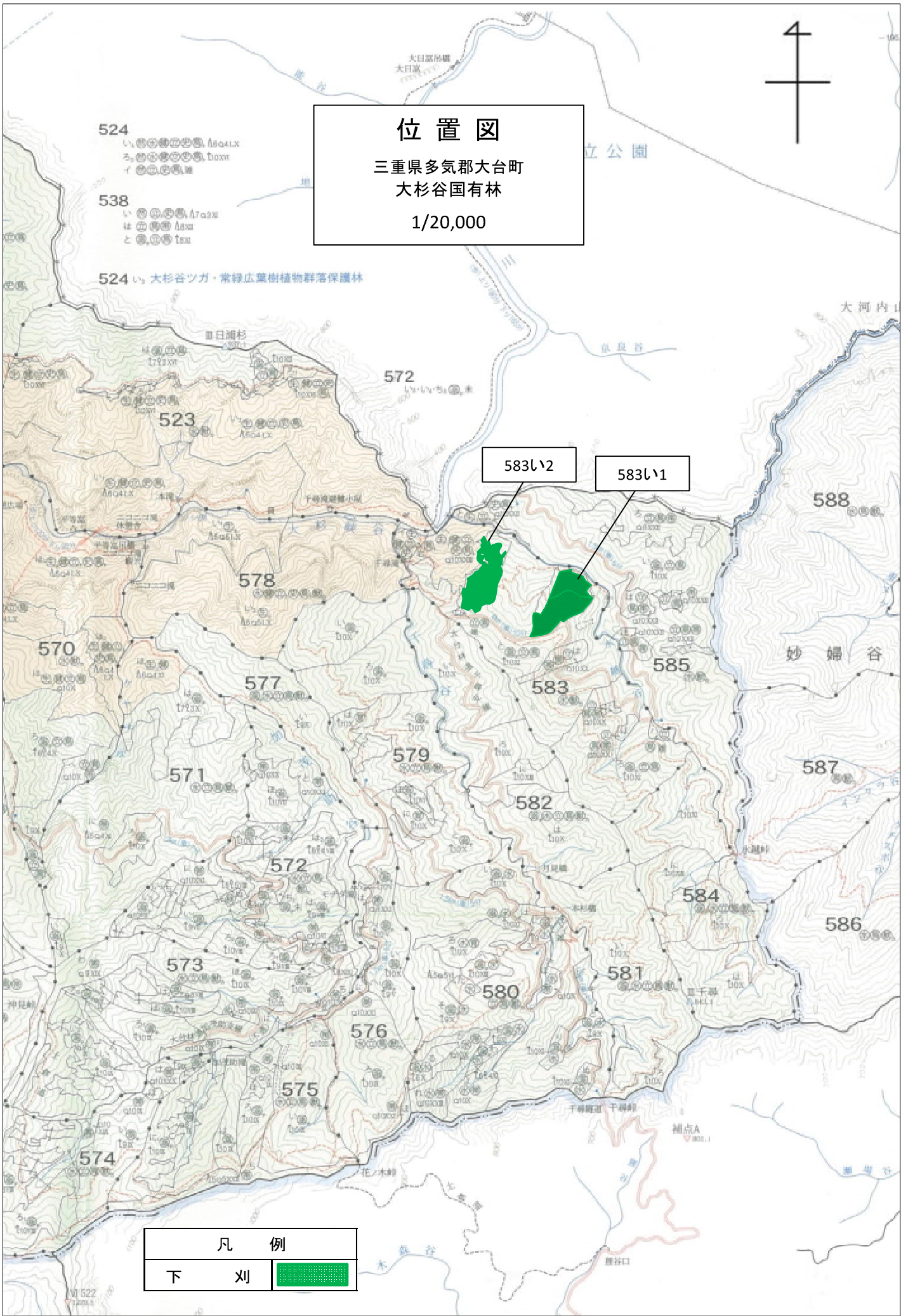
524 い 大杉谷ツガ・常緑広葉樹植物群落保護林

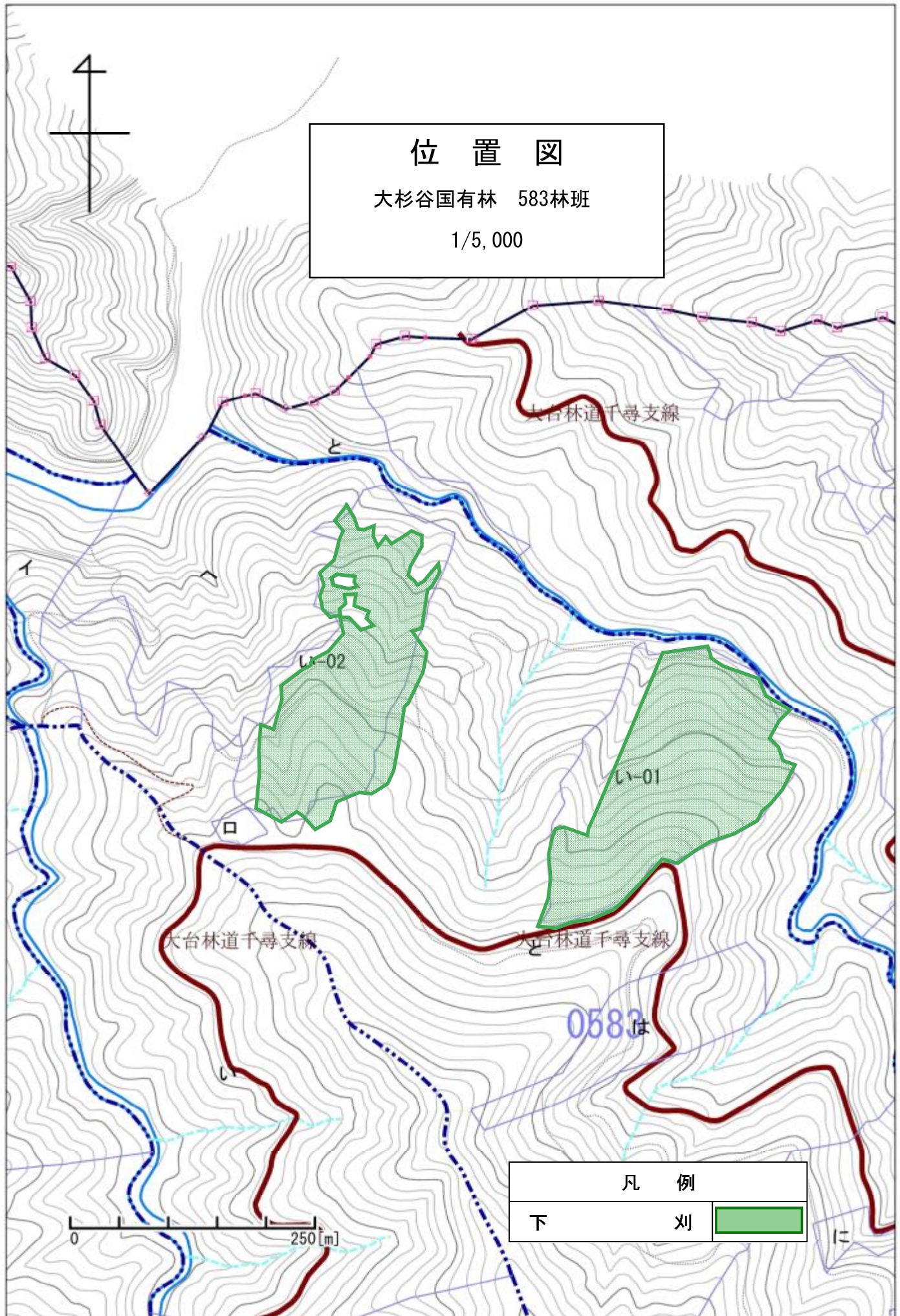
583い2

583い1



凡例	
下	㊦
刈	㊦





## (素材生産及び造林事業)

### 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
  - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
  - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
  - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
  - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
    - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
    - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
    - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
    - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
  - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
  - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
  - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。



19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙) 契約情報の公表様式

令和6年度 請負事業の契約条件等

三重森林管理署

事業名 : 大杉谷国有林森林整備事業(造林)

作業種	国有林	林小班	実行数量		作業期間	林分条件	作業条件				通勤起点	備考
						傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	植栽本数 (本)		
地拵	大杉谷	565よ3	0.24	ha	契約締結日の翌日 ~令和6年10月31日	難38% やや難12% 中42% やや易8%	機械	61.8	151		紀北町役場 海山総合支所	
植付	大杉谷	565よ3	0.24	ha	契約締結日の翌日 ~令和6年10月31日	難53% 中47%	人力	61.8	151	366	紀北町役場 海山総合支所	
防護柵設置	大杉谷	565よ3	504.90	m	契約締結日の翌日 ~令和6年10月31日	難41% 中59%	人力	61.8	150		紀北町役場 海山総合支所	
下刈	大杉谷	583い1	3.66	ha	契約締結日の翌日 ~令和6年8月31日	中100%	機械	43.8	121		紀北町役場 海山総合支所	
		583い2	3.16	ha		中100%		43.2	124			
		計	6.82	ha								